平成２４年（フ）第７０号
岡山県倉敷市西富井1339番地55　ニューシティ88―102号
債務者　河合　一美
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
高知県南国市立田824番地２　南国ショールーム102号
債務者　川村　千勢
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９９号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅Ｇ３―204号
債務者　山本　依子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０９号
高知県南国市大埇甲831番地　窪川アパート
債務者　岡崎　美穂
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１３号
高知県香南市赤岡町995番地２
債務者　宮﨑　美花
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１４号
高知市比島町１丁目12番30号　エトワール21比島205
債務者　土居　幸弘
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３６号
沖縄県那覇市田原３丁目６番地２　小禄市営住宅11―201
債務者　嘉手川ヨシ子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３９号
沖縄県那覇市西３丁目９番５―204号県営三重城市街地住宅
債務者　垣井　健二
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２７４号
札幌市西区発寒10条５丁目３番３号　アップルハウスＡ号
債務者　谷　ゆかり
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４９号
札幌市東区北33条東16丁目１番５―201号
債務者　鈴木　絹代（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６１号
札幌市東区北34条東６丁目１番14号
債務者　梶浦　明子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５１２号
札幌市豊平区平岸４条16丁目５番10号　グランボアールⅡ－６号
債務者　黒滝　待子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３５号
札幌市中央区南13条西11丁目１番20―202号
債務者　藤岡　幹久
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４７号
北海道江別市野幌住吉町34番地の32　高松荘203号
債務者　吉田　桂子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９０号
札幌市北区百合が原９丁目７番３号　たんぽぽハイツＣ―205号
債務者　石丸　卓嗣
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９８号
札幌市北区北30条西９丁目５番11号　第１白山ハイツ101号
債務者　吉田　秀樹
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６００号
札幌市東区北22条東２丁目２番１号　ハウスササキ８号
債務者　高田　　昇
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部